

瀬戸市教育振興基本計画検討会傍聴要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は瀬戸市教育振興基本計画検討会設置要綱（令和8年4月22日施行。以下「検討会要綱」という。）第7条に規定する会議（以下「会議」という。）の傍聴（以下「傍聴」という。）に係る手続、遵守事項その他必要な事項を定めるものとする。

(傍聴席の区分等)

第2条 傍聴席は、一般席及び報道関係者席とする。

2 報道関係者席には、報道関係者が報道のために会議を傍聴しようとする場合に、あらかじめ検討会要綱第6条に規定する委員長（以下「委員長」という。）に申し出て、その許可を得た者でなければ入ることができない。なお、報道のために映像の撮影、音声等の録音等をしようとする場合についても、あらかじめ委員長の許可を得なければならない。

(傍聴人の定員)

第3条 傍聴人の定員は、10人とし、このうち、一般席の定員は、6人とする。ただし、委員長は、会議開催会場（以下「会場」という。）の収容人員を考慮し、定員を変更することができる。

(傍聴の手続)

第4条 傍聴を希望する者（以下「傍聴希望者」という。）は、傍聴の申込みをしなければならない。

2 前項の申込みは、住所及び氏名を記入した傍聴申込書（別記様式）を委員長に提出して行わなければならない。

3 第1項の申込みの受付は、当該会議の開始予定時刻の60分前から開始し、開始予定時刻の15分前に締め切る。

4 傍聴希望者の人数が、前条に規定する傍聴人の定員を超える場合は、前項に規定する締切り後、抽選により傍聴人を決定するものとする。

(傍聴人となることができない者)

第5条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴人となることができない。

- (1) 銃器、棒その他他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物を持っている者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) 異様な服装をしている者
- (4) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗等意思を表示する物を持っている者

- (5) 笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類を持っている者
- (6) ラジオ、拡声器、無線機、マイク、録音機、写真機、映写機、撮影機の類を携帯している者（第2条第2項の規定によりあらかじめ委員長の許可を得た報道関係者を除く。）
- (7) 前各号に定めるもののほか会議を妨害し、又は周囲に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者

（傍聴人の遵守事項）

第6条 傍聴人は、会議を傍聴するときは、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 会議における言論に対し、批評を加え、又は拍手その他の方法により可否を表明しないこと。
- (2) 静粛にすること。
- (3) 携帯電話等の電源を切ること。
- (4) はち巻、腕章の類をする等示威的行為をしないこと。
- (5) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (6) みだりに席を離れないこと。
- (7) 不体裁な行為又は他人の迷惑となる行為をしないこと。
- (8) 前各号に掲げるもののほか会場の秩序を乱し、又は議事の妨害となるような行為をしないこと。

（傍聴人の退場）

第7条 傍聴人は、会議を非公開とする議決があったときは、速やかに会場から退場しなければならない。

（違反に対する措置）

第8条 委員長は、傍聴人がこの要綱に反するときはこれを制止し、その命令に従わないときはこれを退場させることができる。

（委任）

第9条 この要綱に定めるもののほか、傍聴に関し必要な事項は委員長が定める。

附 則

この要綱は、令和8年5月15日から施行する。